

岩手県企業局管理規程第7号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条の3 安全衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員<u>9人</u>をもって組織し、委員長は経営総務室管理担当課長（以下「管理担当課長」という。）を、副委員長は経営総務室経営企画担当課長をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、労働組合の推薦に基づき企業局長が任命する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第9条 法第13条の規定による産業医は、<u>知事の同意を得て</u>、本庁及び次項第1号に掲げる事業所にあつては職員診療所長（以下「診療所長」という。）を、同項第2号に掲げる事業所にあつては当該事業所の所在地を所管区域とする保健所長をもって充てる。</p> <p>2 <u>診療所長</u>である産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) <u>診療所長</u>である産業医 本庁及び施設総合管理所</p> <p>(2) [略]</p> <p>(安全衛生管理事務主任)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生管理事務主任は、経営総務室にあつては管理担当課長があらかじめ指名する<u>吏員</u>、保健所にあつては<u>知事の同意を得て</u>当該保健所の庶務を担当する課の長をもって充てる。</p> <p>3 経営総務室の安全衛生管理事務主任は、総括安全衛生管理者の命を受けて、職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、<u>診療所長</u>である産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条の3 安全衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員<u>11人以内</u>をもって組織し、委員長は経営総務室管理担当課長（以下「管理担当課長」という。）を、副委員長は経営総務室経営企画担当課長をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、労働組合の推薦に基づき企業局長が任命する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 安全衛生推進者のうちから企業局長が指名する者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(産業医)</p> <p>第9条 法第13条の規定による産業医は、本庁及び次項第1号に掲げる事業所にあつては<u>企業局長の任命する者</u>を、同項第2号に掲げる事業所にあつては当該事業所の所在地を所管区域とする保健所長をもって充てる。</p> <p>2 <u>企業局長の任命する</u>産業医及び保健所長である産業医は、次に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。</p> <p>(1) <u>企業局長の任命する</u>産業医 本庁及び施設総合管理所</p> <p>(2) [略]</p> <p>(安全衛生管理事務主任)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生管理事務主任は、経営総務室にあつては管理担当課長があらかじめ指名する<u>職員</u>、保健所にあつては当該保健所の庶務を担当する課の長をもって充てる。</p> <p>3 経営総務室の安全衛生管理事務主任は、総括安全衛生管理者の命を受けて、職員の安全の保持に必要な措置（以下「安全管理」という。）及び健康の保持増進に必要な措置（以下「衛生管理」という。）に関する事務を処理するとともに、<u>企業局長の任命する</u>産業医の命を受けてその分担に係る予防接種及び健康診断に関する事務を処理する。</p> <p>4 [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p>

<p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生担当者は、管理担当課長又は事業所の長があらかじめ指定する<u>吏員</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(防疫)</p> <p>第25条 各室等の長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症（<u>四類感染症</u>を除く。）をいう。以下「感染症」という。）の疾患にかかったとき、又はかかるおそれのあるときは、直ちに、産業医を経て総括安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の安全衛生担当者は、管理担当課長又は事業所の長があらかじめ指定する<u>職員</u>をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(防疫)</p> <p>第25条 各室等の長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症（<u>五類感染症</u>を除く。）をいう。以下「感染症」という。）の疾患にかかったとき、又はかかるおそれのあるときは、直ちに、産業医を経て総括安全衛生管理者に報告し、その指示を受けて防疫上必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。